

【事後調査の結果】

調査項目：廃棄物

予測した事項 工事の施行に伴って排出される廃棄物及び建設発生土の排出量

1 調査地域

計画区域内とした。

2 調査手法

(1) 調査事項

ア 予測した事項

工事の施行に伴って排出される廃棄物及び建設発生土の排出量とした。

イ 予測条件の状況

- 1) 既存舗装道路等の撤去の状況
- 2) 樹木の伐採状況
- 3) 造成工事等の状況

ウ 環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査時点

ア 予測した事項

平成 30 年度及び令和元年度の工事施行中とした。

イ 予測条件の状況

平成 30 年度及び令和元年度の工事施行中とした。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

平成 30 年度及び令和元年度の工事施行中とした。

(3) 調査地点

ア 予測した事項

図 6-1(1)～(2)に示す計画区域内とした。

イ 予測条件の状況

図 6-1(1)～(2)に示す計画区域内とした。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

図 6-1(1)～(2)に示す計画区域内とした。

(4) 調査方法

ア 予測した事項

関連資料の整理とした。

イ 予測条件の状況

関連資料の整理とした。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

現地踏査(写真撮影)及び関連資料の整理とした。

図 6-1(1) 廃棄物調査地点図(平成 30 年度)

図 6-1(2) 廃棄物調査地点図(令和元年度)

3 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

ア 予測した事項

1) 工事の施行に伴って排出される廃棄物及び建設発生土の排出量

調査結果は表 6-1～表 6-4 に示すとおりである。

また、評価書では想定していなかった地中投棄物は表 6-5 に示すとおりであり、平成 30 年度及び令和元年度は排出していない。地中投棄物については、平成 25 年度までに 2,077m³ 排出しており、主にコンクリート塊であり、その他タイヤ等の混合廃棄物が含まれていた。コンクリート塊は再資源化施設(所在地:東京都調布市)、混合廃棄物は運搬・処分
の許可を持つ業者に委託し、適切に処理した

表 6-1 アスファルト塊排出量の調査結果

対象となる撤去建造物	排出量(m ³)			
	事業着手後から H29 年度まで	H30 年度	R1 年度	合 計
既存舗装道路	233	0	0	233
工事用付替道路、仮設道路	961	144	301	1,406
合 計	1,194	144	301	1,639

表 6-2 コンクリート塊排出量の調査結果

対象となる撤去建造物	排出量(m ³)			
	事業着手後から H29 年度まで	H30 年度	R1 年度	合 計
既存土留擁壁	1,823	592	1,082	3,497
既存水路	0	0	0	0
墓地周辺工作物	0	0	0	0
合 計	1,823	592	1,082	3,497

表 6-3 伐採樹木排出量の調査結果

種類	排出量(m ³)			
	事業着手後から H29 年度まで	H30 年度	R1 年度	合 計
パルプ材搬出	3,816	0	0	3,816
チップ材搬出	34,156	1,377	5,673	41,206
バイオマス発電材搬出	0	0	1,282	1,282
伐採樹木総量	37,972	1,377	6,955	46,304

表 6-4 建設発生土の計画区域外排出量の調査結果

種類	排出量 (m ³)			
	事業着手後から H29 年度まで	H30 年度	R1 年度	合 計
建設発生土 (計画区域外搬出量)	377,812	0	0	377,812

表 6-5 地中投棄物排出量の調査結果

種類	排出量 (m ³)			
	事業着手後から H29 年度まで	H30 年度	R1 年度	合 計
地中投棄物	2,077	0	0	2,077

イ 予測条件の状況

1) 既存舗装道路等の撤去の状況

平成 30 年度は既存舗装道路の撤去を実施し、アスファルト塊を排出した。

令和元年度は既存舗装道路の撤去は、実施していない。

2) 樹木の伐採の状況

平成 30 年度の樹木伐採面積は 2.1ha であり、その範囲は図 6-1(1)(p.133)に示すとおりである。

令和元年度の樹木伐採面積は 2.2ha であり、その範囲は図 6-1(2)(p.134)に示すとおりである。

3) 造成工事等の状況

平成 30 年度に造成工事を行った面積は 14.9ha であり、その区域は、図 6-1(1)(p.133)に示すとおりである。

令和元年度に造成工事を行った面積は 25.2ha であり、その区域は、図 6-1(2)(p.134)に示すとおりである。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 6-6(1)～(2)に示すとおりである。

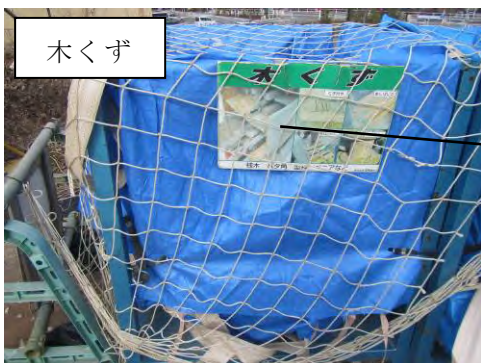
平成 30 年度及び令和元年度の工事における廃棄物に関する苦情はなかった。

表 6-6(1) 環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
アスファルト塊及びコンクリート塊 ・工事の施行中に排出されたアスファルト塊及びコンクリート塊は、すべて計画区域外排出として東京都知事が指定する処理施設に運搬する。その際、排出主体自らの責任において適正に処理するための手段として、東京都廃棄物条例の定めるところにより、産業廃棄物管理票を作成し、東京都に提出する。なお、アスファルト塊については、計画区域内の歩道の舗装工事では、極力、再生アスファルトの利用に努める。	・工事の施行中に排出されたアスファルト塊及びコンクリート塊は、すべて再資源化施設(所在地:東京都調布市)に搬出し再資源化した。その際、排出主体自らの責任において適正に処理するため、すべて計画区域外の廃棄物中間処理業者に搬出し、再資源化を行い、マニフェストにより適正処理を確認した。なお、計画区域内の歩道の舗装工事では、再生アスファルトを利用した。

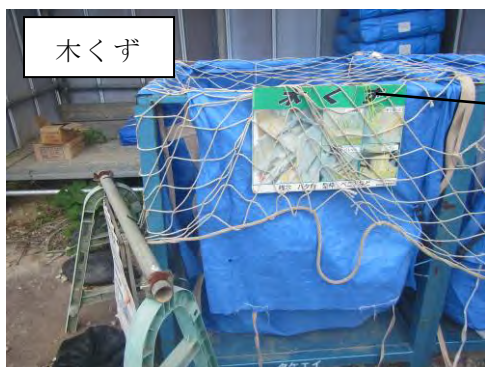
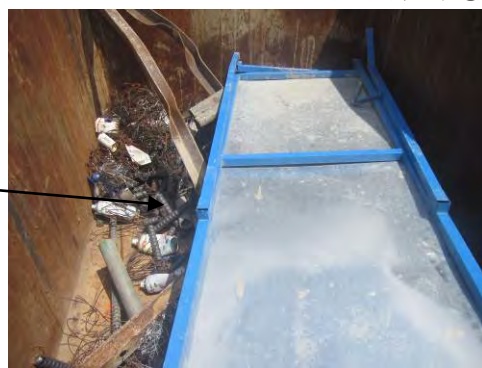
表 6-6(2) 環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<p>伐採樹木</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出された伐採樹木については、一部、建築材の有用木として利用可能なものを除き、すべて計画区域内で粉碎処理を行いチップ材にする計画である。チップ材は、主として地形の改変後に出現する裸地表面の敷き均し材として利用する。また、一部のチップ材については、計画区域内にて適正管理を行い、堆肥化させた後、本事業の土地利用計画で指定されている公園・緑地用地における覆土材や肥料として利用するなど、それらすべてを計画区域内にて有効利用する計画である。なお、チップ加工機械については、粉碎処理の際に発生する騒音が周辺の住宅等に影響を及ぼすことがないように敷地境界から200m以上離れた計画区域の中央付近に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採樹木は、すべて有用木として利用している。今回排出した伐採樹木は、チップ材の原料としてリサイクル工場（搬出先：群馬県邑楽郡邑楽町）に搬出するとともに、令和元年10月30日より、すべての伐採樹木をバイオマス発電施設（搬出先：神奈川県横須賀市）に搬出し、すべて再資源化している。なお、今後、工事の進捗にあわせ、チップ材を有効利用する計画である。
<p>建設発生土</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の施行中に排出された建設発生土は、原則として計画区域内における盛土用土砂として再利用する計画である。また、再利用できずに最終的に残った建設発生土については、再資源化措置として、東京都知事が指定するストックヤードに運搬する計画である。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の施行中に排出された建設発生土は、すべて計画区域内における盛土用土砂として再利用した。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の施行中に金属くず、廃プラスチック類、木くず、ダンボール等の建設廃材が発生した場合は、「建設リサイクル推進計画 2002」（平成 14 年 国土交通省）等の考え方に基づき、分別・収集し、再利用・再生が可能なものは出来るだけ再利用する。再利用ができないものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適切な処理・処分を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の施行中に発生した金属くず、廃プラスチック類、木くず、ダンボール等の建設廃棄物は、「建設リサイクル推進計画2014」（平成26年 国土交通省）等の考え方に基づき、分別・収集し（写真6-1(1)～(2)参照）、再利用・再生が可能なものはできるだけ再生利用に努め、平成30年度及び令和元年度の再生利用率は金属くず、木くず、ダンボール等が100%、廃プラスチック類が68%であった。なお、再生できないものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、運搬・処分の許可を持つ業者に委託し、マニフェスト制度に基づき適切に処理したことを確認した。



撮影日:平成31年2月8日(金)
撮影位置:図6-1(1)(p.134)参照

写真 6-1(1) 建設廃棄物の分別・収集の状況(平成30年度)



撮影日:令和元年5月16日(木)
撮影位置:図6-1(2)(p.135)参照

写真 6-1(2) 建設廃棄物の分別・収集の状況(令和元年度)

(2) 予測結果と事後調査結果との比較検討

事後調査結果は、表 6-7 に示すとおりである。

予測結果は工事期間の総量であることから、今回は途中経過として報告する。

工事着手後から令和元年度までの廃棄物の排出量は、アスファルト塊で 1,639m³、建設発生土で 377,812m³ であり、予測結果を下回った。コンクリート塊の排出量は 3,497m³、伐採樹木の排出量は 46,304m³ となっており、予測結果を上回っている状況にある。コンクリート塊の排出量で予測結果を上回った理由は、既存土留擁壁の地下部が予測で想定したものより大きかったためと考えられる。また、伐採樹木の排出量で予測結果を上回った理由は、伐採した 1 本あたりの樹木が、予測で想定した樹木より幹回りが太く、樹高が高かったためと考えられる。

なお、アスファルト塊及びコンクリート塊は、すべて再資源化施設へ搬出しており再資源化率は 100%であった。伐採樹木も、すべてリサイクル工場、バイオマス発電施設に搬出しており再資源化率は 100%であった。

建設発生土は、すべて計画区域内における盛土用土砂として再利用しており再利用率は 100%であった。

表 6-7 予測結果と事後調査結果との比較

単位: m³

区 分		事後調査結果				予測結果
		事業着手後 から H29 年 度まで	今回報告分		事業着手後 からの累計	
			H30 年度	R1 年度		
廃棄物	アスファルト塊	1,194	144	301	1,639	2,510
	コンクリート塊	1,823	592	1,082	3,497	1,600
	伐採樹木	37,972	1,377	6,955	46,304	27,630
建設発生土 (計画区域外搬出量)		377,812	0	0	377,812	402,900

注) 地中投棄物は含まない。